

Uターン就職促進へ！奨学金返済支援

☎秘書政策課（本庁舎 4 階） ☎ 0538-37-4805 FAX 0538-36-8954

対象者は？

大学進学のために磐田市から県外へ転出し、大学在学中に日本学生支援機構の奨学金などを借り受けた方で、就職のために磐田市内に転入した方などが対象です。

いくら補助されるの？

年間最大12万円（前年度の就労期間中に返済した奨学金の1 / 2以内の額）が補助されます。

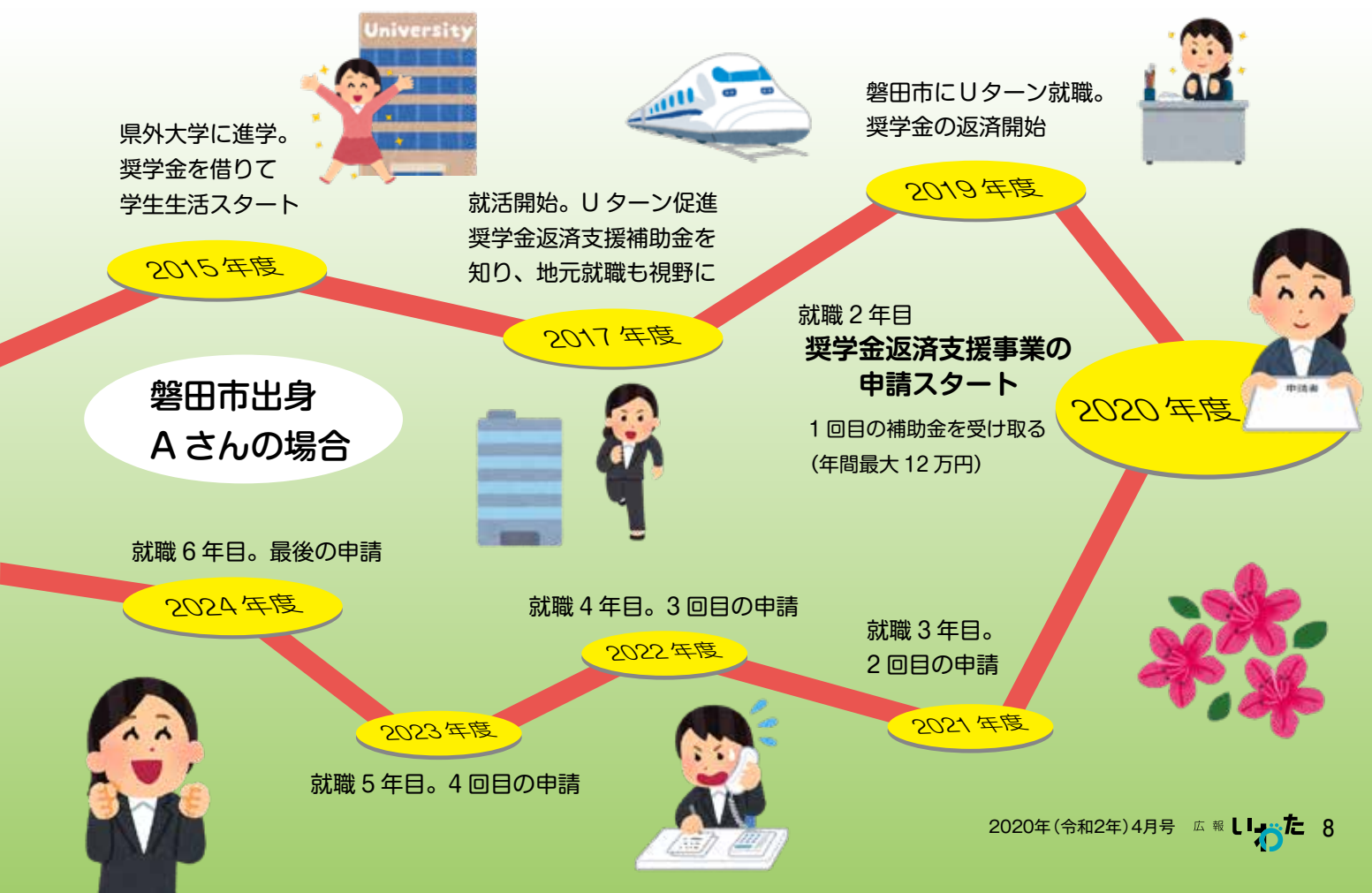
いつから申請？いつまで申請できる？

磐田市にUターン就職した年度の翌年度から、最長で5年間申請することができます。

※上記以外の申請条件や申請方法などは、市ホームページをご覧ください

磐田市では、Uターン就職を促進するため、大学在学時に借り入れた奨学金の返済を支援しています。これから就職を考えている方へ、磐田市へのUターン就職を勧めてみませんか。

Uターン促進奨学金返済支援補助金
令和2年度の申請受付が始まります



令和元年度 上水道水質検査結果

検査項目	基準値	検査結果
一般細菌	100 個 / ml以下	0 ~ 17 個 / ml以下
大腸菌	不検出	不検出
塩化物イオン	200 mg / l 以下	3.8 ~ 14.0 mg / l
有機物	3 mg / l 以下	0.2 未満 ~ 0.5 mg / l
pH値	5.8 ~ 8.6	7.2 ~ 7.9
味	異常でないこと	異常なし
臭気	異常でないこと	異常なし
色度	5 度以下	0.5 度未満
濁度	2 度以下	0.1 度未満

上水道水質検査の報告

ページ番号 1001538

問 上下水道工事課 (福田支所 2階)

☎ 0538-5813281
FAX 0538-5813271

「安全、安心であたりますえ」を目標に

上下水道工事課では、水道水を「安全、安心であたりますえ」を目標にお届けしています。

昨年度の水質検査結果は、市内全ての地点で水質基準に適合しました。数値は次のとおりです。

寄せられたお問い合わせ

▼蛇口から濁った水が出ます…

濁りは水道管内の水アカなどが一時的に出たものです。バケツ数杯分の水を流すと濁りが無くなる場合がありますが、無くならない場合は、上下水道工事課までご連絡ください。

▼「宅内配管洗浄」のチラシが来ましたが、市で行っていますか？

市では行っていません。民間業者に依頼する場合は、事前に作業内容や契約条件をよくご確認ください。

日頃から災害に備えましょう

「水のくみ置き」

▼直接水道の蛇口から水をくむ

浄水器を通した水は、保存に必要な塩素が除去されてしまいます。

▼空気に触れないようにする

できるだけ容器いっぱいまで水を入れましょう。

▼雑菌が入らないように

飲むときは、コップなど別の容器に移して飲んでください。

令和2年度下水道供用開始区域

ページ番号 1001569

問 上下水道総務課 (福田支所 2階)

☎ 0538-5813086
FAX 0538-5813123

下水道の整備状況などをお知らせします

市では、川や海などの水環境を保全し、清潔で住みよいまちづくりのため下水道を整備しています。

下水道の整備状況

平成31年3月31日現在で、約3245ヘクタールの区域で公共下水道の整備が完了し、処理人口は約14万2千人、普及率は84.2%です。下水道整備が進むに従い、生活排水が流入していた河川の水質が改善されています。

今年度の供用開始区域

今年4月1日から、新たに下水道が利用できる区域(供用開始区域)は次のとおりです。

▼新たに下水道が利用できる区域

- ・草崎
- ・上岡田
- ・西貝塚
- ・大原
- ・豊田
- ・一言
- ・千手堂
- ・西之島
- ・鎌田
- ・森下
- ・上野部
- ・万正寺
- ・見付
- ・新貝
- ・浜部
- ・上万能
- ・新開

浄化槽を使用している皆さんへ

上記の記載区域の一部で供用が開始されます。詳しくは市ホームページでご確認ください。

浄化槽を設置されている方は、浄化槽法で「浄化槽管理者」とされ、基準に基づく保守点検・清掃・法定検査をしなければなりません。

この法定検査は、保守点検・清掃により管理されている浄化槽からの排水を定期的に検査し、浄化槽が正常に機能しているかを確認するためのもです。必ず受検をお願いします。

▼3つのお願い

- ①保守点検 (年3回〜4回以上)
- ②清掃 (年1回以上)
- ③法定検査 (年1回)

※浄化槽の処理方式、規模により回数は定められています。適切な維持管理をお願いします。



ページ番号 1002137
1006561
1005410

地震に備える

補助を利用して地震対策をしましょう

市では地震から一人でも多くの市民を守るため、さまざまな助成制度を設け、地震対策を支援しています。いま一度、住まいなど身の回りの地震対策をご検討ください。

ブロック塀撤去の補助

道路沿いのブロック塀などの撤去費用の一部を助成します。令和2年度からは通学路沿いのブロック塀をフェンスなどに改修する費用も補助の対象になります。



▲地震により倒壊したブロック塀

▼対象

- 次の条件を満たすブロック塀など
- 4段積み以上
- 地震の際に倒壊・転倒の恐れがあるもので全てを撤去するもの
- 住宅や事業所などから避難所などへ避難する道路沿いのもの

▼補助額

- 撤去費 「工事に要する費用の2分の1」と「撤去するブロック塀などの長さ(m)×4600円」を比較して、いずれか少ない額(1敷地に付き上限10万円)

- 改修費 「工事に要する費用の2分の1」と「改修するブロック塀などの長さ(m)×1万9200円」を比較して、いずれか少ない額(1敷地に付き上限25万円)
- ※対象は緊急輸送路または通学路沿い

その他の

地震対策への助成制度

- ◎ 木造住宅の耐震補強計画・補強工事に対する助成制度
 - ◎ 木造住宅の解体の補助
 - ◎ 防災ベッド設置に対する助成制度
 - ◎ 耐震シェルター設置に対する助成制度
 - ◎ 建築物耐震診断に対する助成制度
 - ◎ 緊急輸送路沿いの建物に対する耐震補強計画・補強工事の助成制度
 - ◎ 印の助成制度は次の条件を満たす木造住宅が対象です。
 - ・ 昭和56年5月31日以前の基準(旧耐震基準)で建築
 - ・ 耐震診断で耐震性能が基準に満たない(評点1.0未満)と判定
 - ・ 現在居住している
- ※補助金申請前に契約した工事などは補助の対象になりません。事前に建築住宅課にご相談ください

～木造住宅の耐震補強工事を実施した方の声～



施工例

金物取り付けによる補強など

押入れや壁に補強材や専用金物を取り付ける補強工事を行いました。建物全体が地震に耐えられる構造になり、不安が解消され、安心して生活できるようになりました。耐震工事をして良かったと感じています。

問 建築住宅課(西庁舎2階)

TEL 0538-1-3337
FAX 0538-1-2050

次の補助内容の詳細は、地域づくり応援課（本庁舎2階） ☎ 371-4751 FAX 321-2353 へお問い合わせください。

家庭内家具固定の補助

市では、家庭防災の一環として家具固定事業を実施しています。市が委託する建築工業組合が家具固定をします。



▲家具固定のイメージ

▼対象
市内在住の方

▼自己負担額（家具一点に対する）

- 一般世帯 2千円
 - 要配慮者世帯 無料
- ※右記内容は3点まで。一般世帯、要配慮者世帯ともに、4点以上は1点に付き4千円

▼申込期間

5月7日(休)～5月29日(金)（土・日曜日除く）に申込書を地域づくり応援課または各支所市民生活課へ

感震ブレイカー設置の補助

期間限定（令和2年度まで）

電気器具の転倒や停電後の電気復旧時の電気火災を防ぐために、自動的に電気供給を遮断する感震ブレイカーの設置費用を助成します。

▼対象

市内に住宅を所有または居住している人（アパート含む）

▼補助対象経費

感震ブレイカーの購入や設置工事に要する経費
※新築または配電盤取り換えの場合は機器代金（感震性能に相当する経費）のみ

▼補助額

対象経費の3分の2
※上限5万円（千円未満切り捨て）

▼申し込み

申請書（市ホームページからダウンロード可）を記入の上、必要書類を添えて、地域づくり応援課または各支所市民生活課へ

※必ず設置前に申請してください

▼その他

設置には電気工事の有資格者による工事が必要です。

ページ番号 1001514
1001515

空き家を放っておかないで

空き家対策を推進しています

適正な管理をお願いします

空き家は急速に老朽化が進みます。管理されていない空き家は、風が通らないため、カビが発生したり、衛生上有害となったり、不審者の侵入や放火などの危険もあります。空き家を所有されている方は、適正な管理を心掛けてください。

なお、市では空き家に対し次の支援を行っています。助成条件など詳しくは建築住宅課へお問い合わせください。

問 建築住宅課（西庁舎2階）

☎ 0538-3712706
FAX 0538-3312050

中古建物リフォーム費用の補助

15年以上経過した中古建物を購入し、居住用にリフォームする費用の一部を助成します。

▼補助額

対象工事費の2分の1
※上限100万円

適正な空き家管理を推進

磐田市シルバー人材センターは空き家の所有者などと契約を結び、見回りや敷地内の除草作業など、空き家の管理業務を行っています。詳しくは、磐田市シルバー人材センター ☎ 371-0055 FAX 371-1513 へお問い合わせください。

譲渡所得を3千万円特別控除

相続した家屋や取り壊し後の土地を譲渡した場合には、譲渡所得から3千万円が控除されます。建築住宅課で控除に必要な「被相続人居住用家屋等確認書」を交付します。

▼補助額

対象工事費の2分の1
※上限50万円

危険な空き家の解体工事費の補助

空き家の助成制度の一部を見直し、より多くの方が利用しやすいように改正しました。

令和4年度まで期間を延長

・木造住宅以外でも市が「危険空き家」と判定した住宅を補助の対象に追加



急発進抑制装置の設置費補助

①地域づくり応援課（本庁舎2階）

☎ 0538-3714751
 FAX 0538-3212353

高齢ドライバーの踏み間違い事故を防止

高齢ドライバーのアクセルとブレーキの踏み間違いによる重大事故を未然に防ぐため、使用している自動車に後付けの急発進抑制装置を設置する費用の一部を補助します。

▼対象者／市内在住で、来年3月31日までに65歳以上になる方

▼補助対象車両／自動車検査証に自家用と記された自動車

▼対象機器／国から認定を受けた、後付けの急発進抑制装置（令和元年12月17日現在）

- ・障害物検知機能付きペダル踏み間違い急発進等抑制装置
- ・ペダル踏み間違い急発進等抑制装置
- ・ペダル踏み間違い防止装置

▼補助額／他の補助金を除いた、設置費用（機器本体、取付部品、工賃）のうち、千円未満の端数を切り捨てた金額を補助（限度額1万円）

※4月1日以降に設置したもの

※1人1回1台限り

※補助件数は先着100件を予定

▼申請方法

①取扱販売店などへ次の点を確認

- ・装置が設置可能車種か
- ・設置予定日
- ・設置に係る見積書の発行

②地域づくり応援課と各支所市民生活課にある交付申請書（市ホームページからダウンロード可）を記入し、次の書類を添えて直接窓口へ申請

- ・自動車運転免許証の写し
- ・自動車検査証の写し
- ・設置に係る見積書（写し可）

※必ず設置前に申請してください

詳細は市ホームページや回覧チラシでご確認ください。



地方税の猶予制度があります

①徴収納課（本庁舎1階）

☎ 0538-3714906
 FAX 0538-3317715

新型コロナウイルスの影響で納税が困難な方へ

徴収の猶予

新型コロナウイルス感染症に関連し、納税者（家族含む）が罹患した場合のほか、次のようなケースで市税の納付が困難となった場合は、徴収を猶予する制度があります。（徴収の猶予：地方税法第15条）

▼要件

- ・災害により財産に相当な損失が生じた場合。具体的には、新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合
- ・納税者本人または生計を同じにする家族が病気にかかった場合
- ・納税者が営む事業について、やむを得ず休業した場合は、納税者が営む事業について、利益の減少などにより、著しい損失（50%を超える損失）を受けた場合

市税以外の料金などについて

上下水道料金、介護保険料、後期高齢者医療保険料なども相談に応じますので担当課へご連絡ください。

【問い合わせ先】

上下水道料金センター

☎ 0538-5813070

介護保険料（高齢者支援課）

☎ 0538-3714769

後期高齢者医療保険料（国保年金課）

☎ 0538-3714863

申請による換価の猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、市税を一時に納付すること

5月は消費者月間 学ぼう消費生活

問 市民相談センター（本庁舎1階）

☎ 0538-374746
FAX 0538-3912262

消費生活講座を利用してみませんか？

磐田市消費生活センターでは、悪質商法や契約トラブルなどの被害を未然に防ぐために、最近の相談事例を交えながら、手口や対処法などをお話します。老人クラブやPTAの集まり、企業の新入社員向け研修などにご利用ください。費用は無料です。

▼講座テーマ例

- ・高齢者を狙う悪質商法
- ・ケータイやスマホのトラブル
- ・若者を狙う悪質商法
- ・あなたが狙われる！なりすまし詐欺の手口と対策
- ・悪質商法から高齢者を守る見守りのポイント
- ・キャッシュレス いろいろな支払い方法
- ・食品の安全性と消費者が注意するポイント

その他ご希望の講座テーマがあればご相談ください。



▼対象団体

市内の老人クラブ、自治会、学校、PTA、企業、サークルなどの団体

▼会場

市内であれば、指定された場所へ出向きます。会場にお困りの場合は、ご相談ください。

▼日時

祝日・年末年始を除く、月々金曜日の午前9時半～午後4時の間で1時間程度。短い時間でも対応しますので、ご相談ください。

▼申し込み

直接または電話で市民相談センターへ

図書館サービスのご案内

問 中央図書館

☎ 0538-3215254
FAX 0538-3215154

視覚障害をお持ちの方でも読書が楽しめます

中央図書館では、視覚障害をお持ちの方に読書の機会を持つていただけるよう、次のようなサービスを無料で実施しています。

□録音・点字図書製作・貸出

当館所属の協力が音訳・点訳した録音・点字図書を貸し出します。新規に製作する場合は、貸し出しまでに数カ月かかります。また、全国の点字図書館などで製作された録音・点字図書や雑誌も、取り寄せて貸し出すことができます。

□対面朗読

館内の対面朗読室で、ご希望の本を協力員2人が朗読します。（1回に付き2時間以内）
協力員の確保のため、事前に予約をお願いします。

□情報誌の送付

日本点字図書館などの各施設が発行している新刊案内や、当館作成の

「声の図書館だより」などを、音声の形で自宅に郵送します。

サービスの利用方法

▼対象

身体障害者手帳（視覚障害）の交付を受けている方、および交付申請中の方

▼申し込み

直接または電話で中央図書館へ。FAXやメールでの申し込みもできます。

詳細やご不明な点は中央図書館までお問い合わせください。





ページ番号 1007921

再生可能エネルギー発電事業の推進

（問）環境課（西庁舎1階）

☎ 0538-374874
FAX 0538-3715565

太陽光・風力発電事業に関する条例を制定しました

地球温暖化が叫ばれる中、再生可能エネルギーの導入は、有効な対策の一つとして普及が進んでいます。しかし、大規模な太陽光・風力発電事業をめぐり他市では住民と事業者との間にトラブルが生じた事例があります。

市では、自然環境・生活環境の保全と地域との調和のため、必要な事項を定めた条例を制定しました。

事業者の方へ

次の該当事業を実施する場合、着工60日前に届け出が必要です。詳細については環境課へお問い合わせください。

▼該当事業

- ・ 太陽光発電設備の設置
- ・ 事業区域の面積が1000㎡以上
- ・ 風力発電設備の設置

※発電出力が100kw以上
※建物の屋根や屋上に設置するものは対象外



▲ 1,000 ㎡以上の太陽光発電設備の設置イメージ

市民の皆さんへ

太陽光・風力発電事業を行うためには、地域の方の理解が不可欠です。事業者が開催する説明会にご参加いただき、再生可能エネルギー発電事業の推進にご協力をお願いします。

ページ番号 1007876

新型コロナウイルス感染症に関する情報

（問）危機管理課（防災センター2階）

☎ 0538-321114
FAX 0538-3210177

最新の情報は市ホームページをご覧ください

市では、国や静岡県からの情報収集と皆さんへの情報発信に努めています。新しい情報や対応方針が決まり次第、ホームページでお伝えします。引き続き、不要不急な外出や人混みをできるだけ避けていただき、丁寧な手洗い、咳エチケット、十分な

睡眠と栄養を取るなど、感染予防に努めてください。
イベントの中止や3月に実施した小中学校の臨時休業など、市民の皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご協力いただきますようお願いいたします。

コロナかも？と思ったら

発熱など風邪の症状がある方は、外出を控えてください。また、下記の条件のいずれかに当てはまる方は相談してください。

●風邪の症状や37.5℃以上の発熱が「4日以上」続いている方

※高齢者や妊婦、基礎疾患がある方は「2日以上」

●強いだるさや息苦しさがある方

帰国者・接触者相談センター

☎ 0538-37-2255

（月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分）

☎ 090-3309-6707

（上記の時間以外、土・日・祝含む）

その他、全般的な相談窓口

厚生労働省の電話相談窓口

☎ 0120-565653（フリーダイヤル）

（毎日 午前9時～午後9時）